

2026年4月

お客さま 各位

飛驒信用組合

当座勘定規定の一部改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、手形帳・小切手帳の新規発行を終了するにあたり、下記の通り当座勘定規定を一部改定しますので、お知らせいたします

記

1. 当座勘定規定の改定

(1) 改定日 2026年4月1日(水)

(2) 改正内容 <変更箇所のみ記載>

改正前	改正後
8. (手形、小切手用紙等) (5) <u>手形用紙、小切手用紙</u> 、払戻請求書の の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	8. (手形、小切手用紙等) (5) 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

以上

【お問い合わせ先】

お客様相談室

電話番号：0120-36-4501

受付時間：平日9:00~17:00